

内容	対象経費		注意事項
1.事業実施に要する経費 (ただし、団体運営に要する経費については対象外とする。)	報償費	・ボランティアや外部講師に対する謝金、交通費・研修費の実費。	・団体スタッフへの謝礼等は対象外。 ・他の事業等との共用がある場合は、こどもの居場所の開設時間や使用頻度等に応じた額(事業実施に応じた額)を対象経費とすることができる。
	需用費	・食事提供や学習支援に利用する消耗品費(単価が消費税込み10万円未満のもの。) ・食材費 ・衛生用品費 ・事業案内チラシ等印刷物の費用 ・光熱水費 ・車両等の燃料費	
	役務費	・運搬費 ・通信費 ・郵便代 ・保険料 ・手数料	・賃貸借契約により居住用として借り受けている物件を使用してこどもの居場所を開設する場合であっても、その物件の賃借料をそのまま対象経費にはできない。ただし、その物件の全部又は一部をこどもの居場所として使用することにつき、使用料等が発生することを団体と約して使用する場合に、物件の提供者に対して団体が使用料等を支払う場合は対象経費とすることができる。(賃貸借物件ではない場合も同じ。)
	使用料及び賃借料	・開設場所の使用料及び賃借料 ・車両の使用料及び賃借料	
		・事務機器のリース料等	
	その他	・上記の各経費区分以外の経費で、事業の運営に必要であると認められる経費	・事前の協議により対象経費として認められる内容であるかを判断する。
2.新規開設に要する経費	需用費	・食事提供や学習支援等に利用する消耗品費(単価が消費税込み10万円未満のもの。)	・新規開設に必要であることが認められるものに限り対象経費とすることができる。
	備品購入費	・食事提供や学習支援等に利用する備品(単価が消費税込み10万円以上のもの)の購入費。	
	修繕費	・こどもの居場所の新規開設のために必要な修繕又は改修に要した費用(設備を含む。) * 建物の躯体の変更を伴うなどの大規模な改修は対象外。	・新規開設のために修繕又は改修の必要性が認められるものを対象経費とすることができる。 ・費用負担が、この事業を行う団体による場合に限り対象経費とすることができるため「団体の構成員個人や第三者が負担した場合等」は収入に計上する必要があるので注意。
	その他	・ホームページ作成等の外部委託費 ・食品衛生管理者講習会等の受講費用 ・新規立ち上げに必要となるその他の経費。	・この事業用のホームページを新規に作成する場合に限り対象経費とすることができる。よって、既存の機能への機能の追加、変更等に要する経費は対象外。